

論文提出による博士（歯学）の学位授与に関する取扱い内規

昭和61年 7月16日制定

平成4年 5月20日改正

平成12年 3月15日改正

平成13年 3月12日改正

平成17年 4月1日改正

平成22年 7月7日改正

平成27年 1月22日改正

令和4年 3月10日改正

第1条 岩手医科大学大学院歯学研究科(以下「本研究科」という。)における論文提出による博士(歯学) (以下「論文博士」という。) の学位授与に関する取扱いについては、岩手医科大学学位規程 (以下「本学学位規程」という。) の定めるもののほかは、この内規の定めるところによる。

(学位申請資格)

第2条 本研究科において論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかの歯学研究歴を有し、かつ、そのうち少なくとも1年は本学における歯学研究歴を有するものとする。

- (1) 大学において歯学又は医学の課程を卒業した者は、基礎系においては5年以上、臨床系においては6年以上
- (2) 大学において歯学又は医学の課程を卒業した者で本学の研究生として在学した者は7年以上
- (3) 歯学又は医学の課程を経ない者は、次に掲げる者の区分に応じた年数
 - ア 大学院博士課程修了者 5年以上
 - イ 大学院修士課程修了者 7年以上
 - ウ 大学卒業者 8年以上
 - エ 本学の研究生 9年以上
 - オ 短期大学卒業者 12年以上
 - カ その他の学歴を有する者 本研究科委員会において別に定める年数

(歯学研究歴)

第3条 前条の歯学研究歴とは、次に掲げる期間をいう。

- (1) 大学の専任職員（助教（任期付含む。））、研究員（常任に限る。））として研究に従事した期間
- (2) 退学した大学院の在学期間
- (3) 本学の研究生として在学した期間
- (4) 大学において歯学の課程を卒業し、本学附属の歯科医療センターにおいて臨床研修歯科医師として在籍した期間
- (5) 本研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間

- (6) 本研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
- 2 研究歴年数が基礎・臨床両系に亘る場合は、基礎系年数に6/5又は臨床系年数に5/6を乗じて得た年数を、論文提出講座の年数に併算して算定するものとする。但し、この場合、学位論文に関係の深い講座に3年以上の研究歴を有することを必要とする。

(予備審査)

第4条 論文博士の学位の授与を申請しようとする者は、本研究科委員会が行う予備審査を受けなければならない。

- 2 予備審査にかかわる必要事項は、別に定める。

(学位申請の手続)

第5条 予備審査の結果、学位申請を承認された者は次の書類に論文審査手数料を添え、本研究科長を経て学長に申請するものとする。但し、6～14の書類は予備審査に提出した書類で代用できる。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 学位申請書 (様式6) | 1通 |
| (2) 学位論文 | 24部 |
| (3) 参考論文 | 各4部 |
| (4) 論文目録 (様式4) | 1部 |
| (5) 主論文要旨 (様式8) | 24部 |

.....

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (6) 履歴書 (様式5) | 1通 |
| (7) 学位論文提出者概要 | 1通 |
| (8) 研究歴証明書 | 各1通 |
| (9) 戸籍抄本 | 1通 |
| (10) 最終学校の卒業 (修了) 証明書又は卒業証書 (学位記) 写 | 1通 |
| (11) 歯科医師免許証又は医師免許証を有する者はその写 | 1通 |
| (12) 紹介状 (様式10) | 1通 |
| (13) 推薦書 | 1通 |

- 2 学外で作成した論文をもって学位申請する場合は、その論文の研究指導者から論文内容を保証する書類の提出を求めることができるものとする。

(学位論文審査委員の選出)

第6条 主査および副査は本研究科委員会が選出した大学院担当教員とする。

- 2 学位論文審査委員は、主査1名、副査2名とする。但し、本研究科委員会が必要と認めるときは、副査をさらに2名まで加えることができる。

- 3 学位論文の共著者に加わっている者は、主査になることができない。

- 4 本研究科委員会委員以外の者が学位論文審査委員となった場合、その審査委員は、当該学位論文1件について、本研究科委員会における合否の議決に加わることができる。

(学位論文の審査、試験及び試問)

第7条 審査委員は、学位論文を審査し、学位申請者に出頭を求め、学位論文について質疑

を行う。

2 試験(外国語においては英語)により、学位申請者が広い学識を有することを確認する。

(学位論文)

第8条 学位論文は原則として単著とする。但し、共著論文にあつては別に定める。

2 学位論文は印刷公表したものとする。印刷中の場合は、その掲載証明書の添付を必要とする。

(参考論文)

第9条 参考論文は2編以上とする。

(学位申請の時期)

第10条 学位申請等の時期については、年4回の学位授与月日に従い別表の日程により取り扱うものとする。

附 則

この内規は、昭和61年7月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成10年4月1日から施行する。

2 この改正内規施行の際、平成10年3月31日まで、本学専攻生として在籍している者の研究歴は従前の規程を適用する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。